

当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

1. 明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

2. 一般名処方加算

保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さんに安定的に医薬品を提供する観点から、当院では一般名処方を行っています。

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等や、令和6年10月より長期収載品について副作用などの医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養（「選定療養費」（特別の料金）をお支払いいただきます）となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明致します。

3. 医療 DX 推進体制整備加算

当院は診察室等において、マイナ保険証を通じて取得した患者さんの診療情報等を活用して診療を行っています。また、マイナ保険証の促進等の医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXに係る取り組みを実施しています。

4. 医療情報取得加算

当院では、医療情報取得加算を算定しています。

この加算は「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ・オンライン資格確認を行う。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

5. 外来感染対策向上加算

当院では受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行っております。また、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、発熱外来として一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・抗菌薬については厚生労働省「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、抗菌薬を適正に使用いたします。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに従い院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して上京東部医師会及び基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

6. 夜間・早朝等加算

当院は、月・火・水・木・金曜日の 8:00～13:00、月・火・木・金曜日 15:00～18:00、土曜日の 8:00～12:00 を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日の 8:00 まで、及び 18:00 以降、土曜日の 12:00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。

7. 情報通信機器を用いた診療

当院では情報通信機器を用いた診療を行っておりますが、向精神薬の処方はしておりません。

8. がん性疼痛緩和指導管理料

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠した緩和ケア研修会を終了している医師が在中し、診療していることを評価されている加算です。

9. ニコチン依存症管理料

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙のための治

療的サポートをする禁煙外来を行っております。

館内は全面禁煙になっております。

10. 生活習慣病管理料(I)・(II)

当院では高血圧症、脂質異常症（高脂血症）、糖尿病を主病として治療中の患者様に対し、厚生労働省からの指示に則り、患者様それぞれの状態に応じた個別の目標設定、食事、運動、喫煙などについて記載した「療養計画書」を患者様の同意の元に発行しています。

状態の安定している患者様には医師の判断のもと 28 日以上の長期処方を行っており、リフィル処方箋についての対応も可能です。